

＜お取引先の皆様へ＞

役員・従業員の交際に関するガイドライン

イビデングループでは、全ての役員・従業員がお取引先の皆様と健全かつ適切な関係を築いていくうえで指針とすべきガイドラインを制定しております。(2014年4月1日より施行)

本ガイドラインは、お取引先の皆様との業務上必要な交流を妨げるものではなく、イビデングループの役員・従業員が、お取引先の皆様のご負担による接待や贈与等を受けることを禁止するものです。

お取引先の皆様におかれましても、本ガイドラインの趣旨のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

「お取引先」の定義

ここでいう「お取引先」とは、イビデングループが業務・資材・機材等を発注する、あるいは発注する可能性のある全てのお取引先を指しており、業種は問いません。

- *協力会社(1次会社やその傘下の2次会社以降および製品を納入するメーカーなど等)
- *業務委託先(測量、調査、設計、施工図、積算、模型、ソフト・システム開発、コンサルティング会社等)
- *材料・資材・機材の仕入れ先や商品・サービス提供等

イビデングループ役員・従業員の 禁止される行為	禁止に該当しない行為
1 取引先からの飲食、ゴルフ、遊技、旅行 (国内・海外)等の接待を受けること	・イビデングループ出席者の費用を出席人数に応じてお取引先と等分負担する等、イビデングループ側の費用をお取引先に全くご負担いただかないこと ・会議等で簡素な飲食物の提供を受けること ・お取引先が主催する式典等における会食
2 お取引先から金銭(ビール券、旅行券、図書カード等を含む)・物品等の贈与、貸付等を受けること	・社名入りカレンダー、手帳、タオル等、社交儀礼の範囲内の記念品等を受けること ・会社または部門宛の社交儀礼の範囲内の手土産等(金券は除く)を受けること ・イビデングループ役員・従業員の冠婚葬祭に対する社交儀礼の範囲内の香資・祝儀等を受けること
3 お取引先から無償または相場より著しく低額な対価でサービス・役務の提供を受けること	
4 自ら(役員・従業員)が負担すべき費用をお取引先につけ回しすること	

イビデングループ役員・従業員の行為に関するお問い合わせ先

本ガイドラインに関わる当社グループの役員・従業員の行為に関するご相談や通報につきましては、サプライヤー向け説明会にてお伝えしておりますご連絡先、もしくはイビデングループ各社より案内のあるお取引先さま向けの相談窓口をご利用ください。

お取引先の皆様からの通報情報につきましては、ご通報者のプライバシーに十分配慮して取り扱うとともに、ご通報されたことを理由としてご通報者または貴社が不利益な取扱いを受けることは一切ございません。